

広島県告示第四百七十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成二十九年九月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		平成二十二年広島県告示第六百四十号			
所在地		広島県福山市北本庄、同市千田町及び同市久松台地内			
土砂災害警戒区域	区域の名称	坂田（八一六〇）	土石流	の自然の土 種現な発砂 類象る災害	区域の名称
	北本庄川（八一六〇隣b）	北本庄川（八一六一）	北本庄川（八一六一隣）	北本庄川（八一六一隣）	の自然の土 種現な発砂 類象る災害
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	北本庄川（八一六一）	北本庄川（八一六一）	北本庄川（八一六一隣）	区域の名称
	北本庄川（八一六一隣）	北本庄川（八一六一）	北本庄川（八一六一隣）	北本庄川（八一六一隣）	の自然の土 種現な発砂 類象る災害